

# 前橋市学校教育情報化推進計画 改定版（案）の策定について

教育委員会事務局 学校教育課

## 1 改定に対する基本的な考え方

- ・社会情勢の想定以上の進展による新技術や、策定後に導入された新システムや校務支援・学習支援システムの新機能への対応が必要である。
- ・進捗状況管理のために実施した「進捗状況調査」や「タブレット活用アンケート」から、施策の中には十分に目標が達成されず、補充・拡充が必要な施策がある。
- ・GIGAスクール構想で導入した学習者用端末等の更新が令和7年度末に、校務支援システムを含む教育情報基盤の更新が令和8年度中に予定されていることから、現在のICT環境下で推進計画の目的達成を目指し、計画期間を2年間（令和7年度末まで）延長する。

「前橋市学校教育情報化推進計画」は、令和3年度から令和5年度の3年計画で、学校教育の情報化を推進していく上で必要となる考え方や取組を「導入期」・「充実期」・「発展期」の3つのステップごとに具体方針と具体的施策を設定し、「自らの可能性を広げ、新たな価値を創り出す学び」の充実を目的として令和3年4月に策定した。

## 2 改定内容

基本的な考え方から、令和7年度末までを「発展期（後期）」と位置づけ、具体方針が達成されるよう具体的施策を設定する。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進計画改定版	導入期	充実期	発展期 <sup>※1</sup>	発展期(後期)		
学習者用端末	導入					更新
教育情報基盤		更新				更新

※1 「発展期」は改定後「発展期(前期)」とする。

基本方針	「発展期(後期)」の具体方針(案)	「発展期(後期)」の具体的施策(案) <sup>※2</sup>
A 各教科等における効果的なICT活用	学習支援システム等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ ドリル学習システムによる個別指導の充実</li> <li>☒ 他者と意見を交流・共有し、学びを深める活動の充実</li> </ul>
B 情報活用能力の育成	主体的・対話的で深い学びの実現に必要な情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 主体的に情報社会に参画するための情報モラル・セキュリティ教育の充実</li> <li>☒ プログラミング的思考を育むためのプログラミング教育の充実</li> </ul>
C 様々な状況の子供への学びの保障	多様な子供に対して誰一人取り残さないための学びの保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 個に応じた支援が必要な子供に対するICTを活用した学びの保障</li> <li>☒ GIGAスクール構想で整備された学習環境を活用した不登校支援の充実</li> </ul>
D 校務の効率化	校務を効率化するシステムの活用促進による働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ 校務支援システムの活用による校務負担の軽減</li> <li>☒ 保護者連絡システムの活用による校務負担の軽減</li> </ul>
E 教師の指導力向上	個別最適な学びや協働的な学びを取り入れた授業実践のための研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>☒ ICTを活用した協働的な学びが深まる授業づくり研修の充実</li> <li>☒ ICTを活用した授業実践例を共有できる場の充実</li> </ul>

※2 ☒…新技術・新機能への対応 ☒…施策の補充・拡充

### 3 パブリックコメントの実施

#### (1) 概要

現在の「前橋市学校教育情報化推進計画」について令和5年度末で3年が経過することから、次年度以降に対応した改定版の策定にあたり、広く市民から意見を求めるもの。

#### (2) パブリックコメント対象資料

- ア 前橋市学校教育情報化推進計画改定版（案）
- イ 前橋市学校教育情報化推進計画改定版（案）【概要版】

#### (3) パブリックコメント実施概要

##### ア 意見募集期間

令和6年1月22日(月) ～ 2月13日(火)

##### イ 資料の公表方法等

(ア) 市ホームページへの掲載

(イ) 施設での配布

- ・学校教育課（前橋市役所10階）
- ・情報公開コーナー（前橋市役所2階）
- ・各支所及び各市民サービスセンター

(ウ) 校長会議における全学校への周知

##### ウ 意見の提出方法

(ア) 市ホームページ内の専用フォームに入力

(イ) 電子メール

(ウ) 郵送

(エ) 資料配布施設に持参

##### エ 市民への周知方法

(ア) 市ホームページへの掲載

(イ) 広報まえばし2月号へ掲載

##### オ 意見に対する回答

意見に対する本市の考え方について、市ホームページ及び資料の配布場所で公表